

議案第36号

天理市下水道条例の一部改正について

天理市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「公共下水道の使用」を「公共下水道」に、「第8条」を「第7条の2」に、「第19条」を「第18条の2 第19条」に改める。

第1条中「並びに使用」を「及び使用並びに施設の構造」に改める。

第2条中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

「第3章 公共下水道の使用」を「第3章 公共下水道」に改める。

第3章中第8条の前に次の2条を加える。

(排水施設の構造の基準)

第7条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）に関する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理規程で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可とう継手の設置その他の管理規程で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所において、マンホールを設けること。
- (10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第7条の3 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第4章中第19条の前に次の2条を加える。

(都市下水路の構造の基準)

第18条の2 第7条の2及び第7条の3の規定は、法第28条第2項に規定する都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第18条の3 法第28条第2項に規定する都市下水路の維持管理の基準は、しゅんせつを1年に1回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。